

不良債権の現状

長期に続いているデフレ環境が完全には回復してきたとは言えない現況下ながら、三井住友銀行は「金融再生プログラム」の趣旨を踏まえ、平成16年度での不良債権比率の半減を早期に達成すべく努力を重ねております。

平成14年12月に発足した「戦略金融部門」を中心に取り先企業の再建や事業再編に集中的に取り組む一方、投資銀行業務的手法も活用する等、あらゆる方策によりバランスシートのクリーンアップを加速させていきます。

自己査定と償却・引当について

1. 自己査定について

三井住友銀行は、金融庁の金融検査マニュアルおよび日本公認会計士協会の実務指針等を踏まえた自己査定基準に基づき、年2回厳格な自己査定を行っています。この自己査定手続きは、与信先の債務履行の確実性を示す指標である債務者格付の低位格付決定プロセスとして位置付けており、自己査定の債務者区分と格付体系は整合させています。

資産の健全性を確保し、適正な償却・引当を行うための準備作業である自己査定は、保有する資産を個別に検討してその安全性・確実性を判定するものです。具体的には、各取引先の状況に応じて「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」の5つの債務者区分に分け、さらに各取引先の担保・保証条件等を勘案して、債権回収の危険性または価値毀損の危険性の度合いに応じて ~ の区分に分類しています。また、三井住友フィナンシャルグループ全体のリスク管理を強化する観点から、連結対象各社においても、原則として三井住友銀行と同様に自己査定を実施しています。

債務者区分定義	
正常先	業況良好かつ財務内容に特段の問題がないと認められる債務者
要注意先	今後の管理に注意を要する債務者
破綻懸念先	今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの実質的に経営破綻に陥っている債務者
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

分類定義	
I分類 (非分類)	回収の危険性または価値の毀損の危険性に問題がない資産
II分類	回収について通常の度合いを超える危険を含むと認められる債権等の資産
III分類	最終的な回収可能性または価値について重大な懸念があり、損失の発生の可能性が高い資産
IV分類	回収不能または無価値と判定される資産

2. 償却・引当について

償却とは、債権が回収不能となった場合、または債権が回収不能と見込まれる場合に、その債権について会計上損失処理を行うことです。償却には、回収不能額をバランスシートの資産項目から引き落とし損失処理を行う「直接償却」と回収不能見込額を負債項目の貸倒引当金に計上することにより損失処理を行う「間接償却」があり、この間接償却のことを一般的に引当処理と言っています。

当行は自己査定に基づいて決定された債務者区分ごとに償却・引当基準を定めており、その手続きの概要は下記のとおりとなっています。

償却・引当基準	
正常先	格付ごとに過去の倒産確率に基づき今後1年間の予想損失額を一般貸倒引当金(注1)に計上
要注意先	貸倒リスクに応じてグループ分け*を行い、グループごとに過去の倒産確率に基づき将来の予想損失額を一般貸倒引当金(注1)に計上 *グループ分けは、「要管理先債権」と「その他の要注意先」に区分し、後者をさらに財務内容や与信状況等を勘案して細分化。また、大口要管理先を主体としてDCF法的手法も導入。
破綻懸念先	個々の債務者ごとに分類されたIII分類(担保・保証等により回収が見込まれる部分以外)のうち必要額を算定し個別貸倒引当金(注2)を計上
破綻先・実質破綻先	個々の債務者ごとに分類されたIV分類(回収不能または無価値と判定される部分)の全額を原則直接償却し、III分類の全額について個別貸倒引当金(注2)を計上

(注1)一般貸倒引当金	貸金等債権を個別に特定せず、貸出債権一般に内在する回収不能リスクに対する引当を行うもの
(注2)個別貸倒引当金	その全部または一部につき回収の見込みがないと認められる債権(個別に評価する債権)に対する引当を行うもの

三井住友銀行は平成15年3月期より大口の要管理先を主体として、ディスカウント・キャッシュフロー(割引現在価値 = DCF)法的手法を採用しております。DCF法とは、債権の元本の回収および利息の受け取りにかかるキャッシュフローを合理的に見積もることができる債権について、「当該キャッシュフローを当初の約定利率、または取得当初の実効利率で割り引いた金額」と「債権の帳簿価格」

との差額を貸倒引当金とする方法のことを言います。

これにより、将来の資産劣化リスクに対する備えは十分な水準となっています。

また、三井住友フィナンシャルグループ全体のリスク管理を強化する観点から、連結対象各社においても原則として三井住友銀行と同様な償却・引当基準を採用しています。

不良債権処理額について

不良債権処理額はクレジットコストとも言いますが、これは引当処理の場合は貸倒引当金の追加繰入額、最終処理の場合は回収不能額から既引当済みの金額を差し引いたものになります。

平成15年9月期の不良債権処理額は下表のとおりとなっています。

平成15年9月期の処理実績(三井住友銀行単体)

(単位: 億円)

不良債権処理額	5,885
貸出金償却	3,379
個別貸倒引当金繰入額	2,173
債権売却損失引当金繰入額	4
共同債権買取機構売却損	7
延滞債権売却損等	350
特定海外債権引当勘定繰入額	20
一般貸倒引当金繰入額	2,291
合計(貸倒償却引当費用)	3,594
貸倒引当金残高	15,190
部分直接償却(直接減額)実施額	13,208

平成15年9月期の処理実績(三井住友フィナンシャルグループ連結)

(単位: 億円)

与信関係費用(連結損益計算書ベース)	4,415
貸倒引当金残高	16,994
部分直接償却(直接減額)実施額	16,933

引当金残高

(単位: 億円)

	三井住友銀行単体	三井住友フィナンシャルグループ連結
貸倒引当金 合計	15,190	16,994
一般貸倒引当金	8,803	9,455
個別貸倒引当金	6,292	7,444
特定海外債権引当勘定	95	95

平成15年9月期の不良債権処理額は、デフレ環境から完全には回復してきたとは言えない状況下、引き続き不良債権のオフバランス化を積極的に推進したほか、取引先

企業の抜本的リストラを推し進め、再生努力に積極関与したこと等から3,594億円となりました。

・不良債権の開示とオフバランス化の進捗について

1. 不良債権開示の概念について

不良債権とは、銀行が保有する貸出金等の債権のうち、元本または利息の回収に懸念があるものを指します。不良債権の開示に当たっては、銀行法に基づくもの(リスク管理債権)と金融機能の再生のための緊急措置に関する法律

に基づくもの(金融再生法開示債権)があり、自己査定に基づいて決定された債務者区分にしたがって開示区分が決定されます。金融再生法の開示区分概要およびリスク管理債権と金融再生法開示債権の相違点は下表のようになっています。

開示債権の区分の概要	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	自己査定において破綻先および実質破綻先として区分された債務者に対する債権額のうち、回収不能または無価値と判定された部分(Ⅳ分類額)を直接償却した残額です。このうち、Ⅲ分類額については全額引当をしていますので、これを除いた部分は、担保・保証等により回収が可能な債権となります。
危険債権	自己査定において破綻懸念先として区分された債務者に対する債権額です。担保・保証等により回収が見込まれる部分以外をⅢ分類とし、個別に必要な金額について個別貸倒引当金を計上しています。
要管理債権	自己査定における要注意先債権の一部で、3カ月以上延滞の状態にあるか、もしくは貸出条件の緩和を行っている債権です。
正常債権	期末時点の貸出金、貸付有価証券、外国為替、未収利息、仮払金および支払承諾見返の合計額のうち、上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」および「要管理債権」に該当しない債権に相当します。

金融再生法に基づく開示債権とリスク管理債権の関係について

自己査定における債務者区分	金融再生法に基づく開示債権		リスク管理債権	
	貸出金	その他の債権	貸出金	その他の債権
破綻先	破産更生債権及びこれらに準ずる債権		破綻先債権	C
実質破綻先			延滞債権	
破綻懸念先	危険債権	3カ月以上延滞債権		
要注意先	要管理債権	貸出条件緩和債権		
	(正常債権)			
正常先				

A - B = C

リスク管理債権は、貸出金以外の貸付有価証券、外国為替、未収利息、仮払金および支払承諾見返が開示対象に含まれないという点を除き、金融再生法に基づく開示債権と一致しています。なお、未収利息については、自己査定における債務者区分が「破綻先」「実質破綻先」「破綻懸念先」である場合、原則として「不計上」としていますので、金融再生法に基づく開示債権において開示される未収利息はありません。

2. 不良債権開示額実績について

平成15年9月末の金融再生法開示債権とリスク管理債権は次頁のようになっています。最終処理の進展により危険債権が4,983億円減少(平成15年3月末比)したほか、再建・再編処理の加速等による債務者区分の遷移、

あるいは企業再生への積極的な取り組み等から、要管理債権においても8,776億円減少(平成15年3月末比)しました。結果として不良債権開示残高としては1兆3,947億円の減少(平成15年3月末比)となりました。

金融再生法に基づく開示債権

(単位：億円)

	三井住友銀行単体	平成15年3月末比	三井住友フィナンシャルグループ連結
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,061	188	6,410
危険債権	16,312	4,983	18,511
要管理債権	17,293	8,776	19,607
小計	38,666	13,947	44,528
正常債権	566,238	6,895	593,755
合計	604,904	20,842	638,283
部分直接償却(直接減額)実施額	13,208		16,933

リスク管理債権

(単位：億円)

	三井住友銀行単体	平成15年3月末比	三井住友フィナンシャルグループ連結
破綻先債権	1,460	265	1,795
延滞債権	19,577	4,324	22,873
3カ月以上延滞債権	945	202	1,016
貸出条件緩和債権	16,348	8,574	18,539
合計	38,330	13,365	44,223
部分直接償却(直接減額)実施額	12,913		16,343

自己査定、開示および償却・引当との関係(三井住友銀行単体)

(単位：億円)

自己査定の債務者区分	金融再生法に基づく開示債権	自己査定における分類区分				引当金残高	引当率	
		非分類	II分類	III分類	IV分類			
破綻先	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 5,061()	担保・保証等により回収可能部分 4,916(イ)	全額引当 145	全額償却 (注1)	個別貸倒引当金 203 (注2)	100% (注3)		
実質破綻先						担保・保証等により回収可能部分 7,556(ロ)	必要額を引当 8,756	6,089 (注2)
破綻懸念先	危険債権 16,312()	要管理債権中の保全部分 6,698(ハ)	要管理先債権以外の 要注意先債権	要管理債権に対する一般貸倒引当金3,353	30.5% (注3)			
要注意先					要管理債権 17,293() (要管理先債権)	正常先債権	8,803	5.5% [12.2%] (注4)
正常先	正常債権 566,238	特定海外債権引当勘定 95	0.2% (注4)					
合計	604,904()	不良債権比率(A /) 6.4%		貸倒引当金 計 B 個別貸倒引当金+要管理債権 に対する一般貸倒引当金	15,190	引当率(注5) (B / D) 49.5%		
	A = + + 38,666	C 担保・保証等により回収可能部分 (イ+ロ+ハ) 19,170		D 左記以外 (A-C) 19,496	保全率((B+C) / A) 74.5%			

(注1) 部分直接償却(直接減額)13,208億円を含みます。

(注2) 金融再生法開示対象外のオンバランス・オフバランス資産に対する引当が一部含まれています。

(破綻先・実質破綻先58億円、破綻懸念先99億円)

(注3) 「破綻先」、「実質破綻先」、「破綻懸念先」、「要管理先債権」および「要注意先債権(要管理先債権を含む)」は、担保・保証等により回収可能部分の金額を除いた残額に対する引当率を示しています。

(注4) 「正常先債権」および「要管理先債権以外の要注意先債権」は、債権額に対する引当率を示しています。

ただし、「要管理先債権以外の要注意先債権」について、[]内に、担保・保証等により回収可能部分の金額を除いた残額に対する引当率を示しています。

(注5) 担保・保証等により回収可能部分の金額を除いた残額に対する引当率を示しています。

3. オフバランス化の進捗状況について

不良債権のオフバランス化とは不良債権の最終処理とも言い、売却や直接償却等の手続きにより銀行のバランスシートから不良債権を落とすことを指します。

平成13年4月には、政府により金融と産業の一体再生を目標とする緊急経済対策が取りまとめられ、その中の

具体的施策としての「不良債権の抜本的なオフバランス化」において、主要行は破綻懸念先以下の債権に区分されるに至った債権につき、平成13年度以降、既存分は2年以内、新規発生分は3年以内にオフバランス化につながる措置を講ずることを求められています。

オフバランス化の実績（三井住友銀行単体）

	平成14年3月末	平成14年度		平成15年3月末	平成15年度上期		平成15年9月末
		新規発生額	最終処理額		新規発生額	最終処理額	
破産更生等債権	4,982	1,089	822	5,249	678	866	5,061
危険債権	29,823	12,933	21,461	21,295	6,020	11,003	16,312
合計	34,805	14,022	22,283	26,544	6,698	11,869	21,373
				増減(-)			増減(-)
破産更生等債権				267			188
危険債権				8,528			4,983
合計				8,261			5,171

4. 開示債権の地域別構成と業種別構成について

開示債権の地域別構成（三井住友銀行単体）

	金融再生法に基づく開示債権 (構成比)	リスク管理債権 (構成比)
国内	37,413 (96.8%)	37,169 (97.0%)
海外	1,253 (3.2%)	1,161 (3.0%)
アジア	611 (1.6%)	577 (1.5%)
インドネシア	271 (0.7%)	271 (0.7%)
香港	39 (0.1%)	39 (0.1%)
インド	46 (0.1%)	32 (0.1%)
中国	23 (0.1%)	23 (0.1%)
その他	232 (0.6%)	212 (0.5%)
北米	538 (1.4%)	522 (1.4%)
中南米	56 (0.1%)	14 (0.0%)
西欧	48 (0.1%)	48 (0.1%)
東欧	— (—)	— (—)
国内・海外 合計	38,666 (100.0%)	38,330 (100.0%)

(注)「国内」は国内店(特別国際金融取引勘定を除く)の合計です。「海外」は海外店(特別国際金融取引勘定を含む)の合計です。債務者所在国を基準に集計しています。

開示債権の業種別構成（三井住友銀行単体）

	金融再生法に基づく開示債権 (構成比)	リスク管理債権 (構成比)
国内	37,413 (100.0%)	37,169 (100.0%)
製造業	1,716 (4.6%)	1,709 (4.6%)
農業、林業、漁業及び鉱業	36 (0.1%)	36 (0.1%)
建設業	3,182 (8.5%)	3,175 (8.6%)
運輸、情報通信、公益事業	1,119 (3.0%)	1,113 (3.0%)
卸売・小売業	5,366 (14.3%)	5,308 (14.3%)
金融・保険業	917 (2.5%)	899 (2.4%)
不動産業	13,962 (37.3%)	13,910 (37.4%)
各種サービス業	8,369 (22.4%)	8,297 (22.3%)
地方公共団体	— (—)	— (—)
その他	2,746 (7.3%)	2,722 (7.3%)
海外	1,253	1,161
政府等	114	114
金融機関	8	7
商工業	1,131	1,040
その他	—	—
国内・海外 合計	38,666	38,330

(注)「国内」は国内店(特別国際金融取引勘定を除く)の合計です。「海外」は海外店(特別国際金融取引勘定を含む)の合計です。